

2021年1月19日

大阪府知事

吉村 洋文 様

自治労大阪府職現業労働組合

執行委員長 松田 茂雄



勤務・労働条件及び職場環境等に関する要求について

日頃の地方自治確立に向けた取り組みと、大阪府と府現労における現業職のあり方について真摯に議論を重ねてきた当局の対応に敬意を表します。

私たち自治労大阪府職現業労働組合に結集する組合員は、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行すべく日々奮闘致しております。

地方分権の下での自治体に求められるものは、地域に密着し、多様化する住民のニーズに即応できる柔軟性を備えながら、地域の実態に即した政策を展開することです。現場の最前線で働く私たち現業職員の持つ専門性、すなわち蓄積されたノウハウあるいは現場感覚を活用することが組織運営ならびに、直接的な公共サービスに必要不可欠です。

公務員としての総合性を継続的に研鑽することを前提に、現場の持つ専門性をいかに発揮し、府民福祉・公共サービスの向上に寄与すべく職務に邁進できる現業職場確立のため、自らの労働条件について下記の要求を行いますので誠意をもって対応されたい。

記

I 勤務・労働条件等に関すること

1. 従前からの労使慣行を厳守し、勤務・労働条件の改変にあたっては、事前協議制を尊重して遅滞なく協議を行い、一方的実施は行わないこと。
2. 現業職員のもつ地公法上の団体交渉権、協約締結権を尊重するとともに、交渉で確認した事項を遵守すること。
《要望事項》地方独立行政法人大阪産業技術研究所と自治労大阪府立産業技術総合研究所労働組合及び地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所と自治労大阪府立環境農林水産研究所労働組合の勤務・労働条件等の協議が誠実に行われるよう協力すること。
3. アウトソーシング、新規事業計画や業務量増など勤務・労働条件の変更等については、職場ごとの労使協議結果をもとに、単組団体交渉で最終的に合意を得ることが原則である。妥協までの間に、勤務・労働条件等について見切り発車がないよう対応すること。
4. 各職場において、労基法に抵触する恐れがある場合や、コンプライアンス違反に抵触することが危惧される場合は、速やかに適正な業務執行が行われるよう取組み、適切に対応できるよう勤務・労働条件の改善を図ること。
5. 現業職員の定年年齢を段階的に引上げること。定年延長の運用にあたって、勤務・労働条件及び職場環境に変更が生じる場合は事前協議すること。
6. 再任用制度の運用にあたって、勤務・労働条件については関係職場の状況等を踏まえ適切に

対応すること。

7. 現業職員の「労働に関する安全」に留意した勤務・労働条件の改善を図ること。また、現業職員の健康管理に留意した勤務・労働条件の改善を図ること。
8. 技能労務職給料表 2 級及び 3 級の最高号給での滞留問題を早期に解消すること。
9. 人事評価制度はアンケート等により絶えず検証を行い、制度の趣旨に沿うよう実施することはもとより、今後の人事評価制度そのもののあり方を検討するなど、労働条件の改善を図ること。
10. 36 協定及び労働基準法第 33 条第 3 項の趣旨の徹底など、実効ある時間外勤務の縮減策を講じること。
11. 「技能労務業務のあり方に関する基本的な考え方」による職の確立や、「職の継承」という意義も踏まえ、現業職員による質の高い公共サービスを実施するべく業務実態に適した処遇改善、並びに新規採用等による業務量に即した人員配置を講じるなど、勤務労働条件の改善を図ること。
12. 過重労働防止に努めるべく所属長等が人員の重点化や業務量に見合った適正な配置を必要とした場合等においては、所属長等のマネジメントを尊重するなど、職場の意見も配慮した勤務労働条件の適正な確保に努めること。
13. 災害時における現業職員の初動体制、勤務体制等の確立のため、必要な人員を確保するなど勤務・労働条件の改善を図るとともに適切な業務遂行及び現業職員の危険回避に努めること。
14. 大阪府庁版「働き方改革」は、職員の質を高め、組織の生産性の向上を図りつつ、職員が制約のない柔軟な働き方ができるための取組みである。また現在は、第 1 弾の取組みを強化した第 2 弾が試行されている。現業職場においては、『長時間労働を抑制』の項目以外に適応される項目が少ない状態にある。この取組みには『制約をなくし、柔軟な働き方を提案する』とある。現業職場の勤務・労働条件においてもこの取組みが活用されるよう考慮すること。
15. 新型コロナウイルス感染症に関するサービスの取扱いについては、感染防止と仕事と家庭の両立の観点から、更に在宅勤務の拡充や職務専念義務免除の適用範囲を拡大すること。
また、府民等と接する機会が多くある職場に従事する職員の健康管理については特段の注意を払うこと。
16. 本庁舎（大阪府公館含む）に係る事案については、労働条件の変更が伴う場合は、速やかに協議すること。

II 職場環境等に関すること

17. 知事等専用車運転業務における勤務・労働条件について
 - ① 勤務・労働条件の変更は協議事項であり、事前協議制を遵守すること。
 - ② 知事等専用車運転業務は「安全な運行」に加え、個々で「確実な判断」を必須とする業務であることから、適切な職場運営の充実と環境の改善を図ること。
 - ③ 庁用自動車等は、点検・整備に努めるなど職場運営の充実と環境の改善を図ること。
18. 守衛業務における勤務・労働条件について
 - ① 勤務・労働条件の変更は協議事項であり、事前協議制を遵守すること。
 - ② 守衛業務において庁舎の安心安全を図る観点から適切な職場運営の充実と環境の改善を図ること。
19. 動物愛護管理センター及び各支所における勤務・労働条件について

- ① 勤務・労働条件の変更は協議事項であり、事前協議制を遵守すること。
 - ② 動物愛護管理センター及び各支所の業務は、動物愛護の普及啓発と飼育管理等において重要な業務を担っていること、直接的な公共サービスや府民ニーズに寄与することや、安心安全を確保する業務を責務とすることに加え、業務の継承という観点等に鑑み、適切な職場運営の充実を図ること。
 - ③ 庁用自動車等は、点検・整備に努めるなど職場運営の充実と環境の改善を図ること。
 - ④ 職員の健康管理、安全衛生面の徹底を図るべく、破傷風ワクチン等の接種を行うこと。
 - ⑤ 業務内容、業務環境に適した被服の貸与を行うこと。
20. 職場及び職務別の労働安全衛生対策を図り、心身の健康の保持・増進と疾病予防のため健康診断（人間ドッグ含む）の充実やメンタルヘルス予防対策、職場によるケア、研修・講習をさらに充実するとともに、指曲がり症や腰痛検査等については対象職員を拡大すること。
 21. 現業職から一般行政職等への任用替えにおいては、非現業業務や人間関係に戸惑い、精神的ケアが必要になるほどに事態が深刻化している事例がある。任用替え対象者のメンタルヘルス対策を引き続き講じること。
 22. 有害物質等が府有施設内に現存しているか庁舎し、現存していた場合は理由を付して説明し、なおかつ従事している職員の健康管理や今後の対応策について必要な措置を講じること。
 23. 現業職場及び休養室の環境改善を行うこと。
 24. 業務実態に対応した被服等が貸与できるよう措置を講ずること。

以上